

## 条例案の新旧対照表

第1回協議会にて配布した条例案（旧条例案）と、第2回協議会にて配布の条例案（新条例案）についての新旧対照表は以下のとおりです。

新条例案	旧条例案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>市における犯罪被害者等の支援</u>に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための<u>施策の基本となる事項を定めることにより、<u>犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、<u>犯罪被害者等</u>が受けた被害の回復及び軽減を図り、もって市民が<u>安全</u>で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること</u>を目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、犯罪行為により不慮の死を遂げた市民の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った市民</u>（以下、「<u>犯罪被害者等</u>」という。）への<u>支援</u>について、基本理念を定め、市及び市民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>犯罪行為</u> 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。</p> <p>(2) <u>犯罪等</u> <u>犯罪行為及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為</u>をいう。</p> <p>(3) <u>犯罪被害者等</u> <u>犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族</u>をいう。</p> <p>(4) <u>関係機関等</u> <u>国、千葉県その他の地方公共団体、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するもの</u>をいう。</p> <p>(5) <u>市民</u> <u>市内に住所を有する者</u>をいう。</p> <p>(6) <u>市民等</u> <u>市民並びに市内に事務所又は事業</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>犯罪行為</u> 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。</p> <p>(2) <u>犯罪被害</u> <u>犯罪行為による死亡、重傷病又は障害をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡、重傷病又は障害の原因となり得るものを含む</u>。</p> <p>(3) <u>重傷病</u> <u>療養に1カ月以上の期間を要する傷害又は疾病</u>をいう。</p>

<p><u>所を有する個人及び法人その他の団体をいう。</u></p>	
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 犯罪被害者等<u>の</u>支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、<u>犯罪被害者等が受けた被害の状況、生活への影響その他の事情</u>に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。</p> <p>2 犯罪被害者等の支援は、<u>その過程において</u>、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することなく、かつ、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行わなければならない。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 犯罪被害者等<u>に対する</u>支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、被害の状況、<u>日常生活への影響その他の事情</u>に応じて適切に、途切れることなく行われるものとする。</p> <p>2 犯罪被害者等<u>へ</u>の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することなく、かつ、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行わなければならない。</p>
<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等を支援するための施策を策定し、<u>及び実施する責務を有する。</u></p> <p>2 市は、犯罪被害者等を支援するための施策が円滑に実施されるよう、<u>関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。</u></p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、前条の<u>定める</u>基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、実施する責務を有する。</p> <p>2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるようにするため、<u>国や県、その他の地方公共団体及び犯罪被害者等の援助を行う民間の団体（以下、「関係機関等」という。）と連携するとともに、当該施策が円滑に実施することができる体制を整備するものとする。</u></p>
<p>(市民等の責務)</p> <p>第5条 市民等は、<u>犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。</u></p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、<u>犯罪被害者等の置かれている状況及びその必要性についての理解を深め、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等に対する支援に協力し、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないよう努めるものとする。</u></p>
<p>(相談及び情報の提供等)</p> <p>第6条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。</p> <p>2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うため</p>	<p>(相談及び情報の提供等)</p> <p>第6条 市は、<u>犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため</u>、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする</p>

<p>の窓口を設置するものとする。</p>	<p>る。 2 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。</p>
<p>(市民等の理解の推進) 第7条 市は、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることがないように、犯罪被害者等の置かれている状況、抱えている問題等について市民等の理解を深めるため、啓発活動その他の必要な施策を行うものとする。</p>	<p>(市民への啓発活動等) 第16条 市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないように<u>するため</u>、犯罪被害者等の置かれている状況、抱えている問題等について市民の理解を深めるよう、啓発活動その他の必要な施策を<u>講ずるものとする</u>。</p>
<p>(民間支援団体等への支援) 第8条 市は、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体<u>その他の犯罪被害者等の支援に係るもの</u>に対して、その果たす役割の重要性に鑑み、更なる活動の促進を図るため、情報提供その他の<u>必要な支援を行うものとする</u>。</p>	<p>(民間支援団体等に対する支援) 第17条 市は、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体に対し、その果たす役割の重要性にかんがみ、更なる活動の促進を図るための<u>支援や情報の提供等必要な施策を講ずるものとする</u>。</p>
<p>(見舞金の支給) 第9条 市は、<u>犯罪行為により死亡し、若しくは傷害(医師の診断により全治1月以上の加療を要するものに限る。以下同じ。)</u>を受けた者(以下「被害者」という。)<u>又はその遺族(これらの者のうち、当該犯罪行為が行われた時に市民であった者に限る。以下同じ。)</u>に対し、見舞金を支給する。</p>	<p>(見舞金の支給) 第7条 市長は、<u>犯罪被害者等の中でも犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、本市に住所を有する被害者又はその遺族に対し、それぞれ当該各号に定める見舞金を支給する。</u> (1) 重傷病見舞金 犯罪行為により<u>重傷病が生じた者</u> (2) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族(次条第3項の規定による第1順位の遺族をいう。)</p>
<p>(見舞金の種類等) 第10条 <u>見舞金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。</u> (1) <u>傷害見舞金</u> 犯罪行為により<u>傷害を受けた者</u> (2) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族(次条第3項の規定による第1順位の遺族をいう。)</p>	

<p>(遺族の範囲及び順位)</p> <p>第11条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、<u>被害者の死亡の時に</u>、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）</p> <p>(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</p> <p>(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</p> <p>2 被害者の死亡の<u>当時</u>胎児であった子が出生した場合においては、<u>前項の規定の適用</u>については、<u>その子</u>は、その母が被害者の死亡の<u>当時</u>被害者の収入によって生計を維持していた<u>とき</u>にあつては同項第2号の子と、その他の<u>とき</u>にあつては同項第3号の子とみなす。</p> <p>3 遺族見舞金の支給を受ける<u>べき</u>遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。</p>	<p>(遺族の範囲及び順位)</p> <p>第8条 <u>前条の規定による</u>遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）</p> <p>(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</p> <p>(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</p> <p>2 被害者の死亡当時胎児であった<u>もの</u>が出生した場合における<u>第2号又は第3号</u>の規定の適用については、<u>当該子</u>は、その母が被害者の死亡<u>当時主として</u>被害者の収入によって生計を維持していた場合にあつては同項第2号の子と、その他の場合にあつては同項第3号の子とみなす。</p> <p>3 遺族見舞金の支給を受ける<u>ことができる</u>遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。</p>
<p>(見舞金の支給制限)</p> <p>第12条 市長は、次に掲げる<u>とき</u>は、規則で定めるところにより、見舞金の支給をしないことができる。</p> <p>(1) 被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）がある<u>とき</u>。</p> <p>(2) 被害者が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪行為による被害につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があつた<u>とき</u>。</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でない<u>と認められるとき</u>。</p>	<p>(見舞金の支給制限)</p> <p>第10条 市長は、次に掲げる<u>場合には</u>、規則で定めるところにより、見舞金の支給をしないことができる。</p> <p>(1) 被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）がある<u>場合</u></p> <p>(2) 被害者が犯罪行為を誘発した場合、その他当該犯罪被害につき被害者にもその責めに帰すべき行為があつた<u>場合</u></p> <p>(3) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でない<u>と認められる場合</u></p>

<p>(見舞金の額)</p> <p>第13条 <u>傷害見舞金の額は、次の各号に掲げる傷害の程度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 全治1月以上3月未満 5万円</p> <p>(2) 全治3月以上 10万円</p> <p>2 遺族見舞金の額は、30万円とする。</p> <p>3 遺族見舞金の支給を受けることができる同順位の遺族が2人以上ある場合における各人の遺族見舞金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額をその人数で除して得た額とする。</p>	<p>(見舞金の額)</p> <p>第11条 <u>重傷病見舞金の額は、次の各号に掲げる重傷病の程度に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) 全治1ヵ月以上3ヵ月未満 5万円</p> <p>(2) 全治3ヵ月以上 10万円</p> <p>2 遺族見舞金の額は、30万円とする。</p> <p>3 遺族見舞金を受けることができる遺族が2人以上ある場合は、遺族見舞金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額をその人数で除して得た額とする。</p>
<p>(見舞金の支給に関する特例)</p> <p>第14条 既に<u>傷害見舞金の支給を受けた被害者が当該傷害見舞金の支給の原因となった犯罪行為により死亡した場合における遺族見舞金</u>については、当該<u>傷害見舞金と遺族見舞金との差額</u>を支給するものとする。ただし、死亡の原因となった犯罪行為が行われた日から1年以上経過して死亡した場合には、遺族見舞金は、支給しない。</p>	<p>(見舞金の支給に関する特例)</p> <p>第12条 既に<u>重傷病見舞金の支給を受けた者が当該重傷病見舞金の支給の原因となった犯罪行為により死亡した場合における遺族見舞金</u>については、当該<u>重傷病見舞金が支給されなかったとしたならば支給されることとなる遺族見舞金と既に支給された重傷病見舞金との差額</u>を支給するものとする。ただし、死亡の原因となった犯罪行為が行われた日から1年以上経過して死亡した場合には、遺族見舞金は支給しない。</p>
<p>(見舞金の支給申請)</p> <p>第15条 見舞金の支給を受けようとする<u>被害者又はその遺族</u>は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の申請は、<u>当該犯罪行為による被害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。</u></p>	<p>(見舞金の支給申請)</p> <p>第9条 見舞金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の<u>規定による申請は、犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りではない。</u></p>
<p>(支給の決定)</p> <p>第16条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに、見舞金の支給の適否を決定するものとする。</p>	<p>(支給の決定)</p> <p>第13条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、<u>規則で定めるところにより、速やかに、見舞金の支給の適否を決定するものとする。</u></p>

<p>(見舞金の返還)</p> <p>第17条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるとき又は見舞金の支給後において第12条各号のいずれかに該当することが判明したときは、支給した見舞金を返還させるものとする。</p>	<p>(見舞金の返還)</p> <p>第14条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるとき、又は見舞金の支給後において第10条各号のいずれかに該当することが判明したときは、支給した見舞金を返還させるものとする。</p>
<p>(転居費用の助成)</p> <p>第18条 市長は、<u>第9条の規定による見舞金の支給を受けることができる者で、<u>犯罪行為による被害により従前の住居に居住することが困難となったもの(市長が定めるものに限る。)</u>に対し、<u>当該犯罪行為による被害が発生した日以後に転居(最初の転居に限る。)</u>した場合におけるその転居に要した費用を助成する。</u></p>	<p>(転居費用の助成)</p> <p>第15条 市は、第7条の規定による見舞金の支給を受けることができる者<u>(以下「<u>受給資格者</u>」という。)</u>で、<u>犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になったものに対し、<u>規則で定めるところにより、その転居等に要した費用の助成を行うものとする。</u></u></p> <p>2 第9条の規定を転居費用の助成を受けようとする者について準用する。この場合において、第9条第2項中「の発生を知った日から2年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年」とあるのは、「が発生した日から1年」と読み替えるものとする。</p>
<p>(助成の額)</p> <p>第19条 助成の額は、5万円を限度とする。</p>	
<p>(準用)</p> <p>第20条 第12条、第15条、第16条及び第17条の規定は、転居費用の助成について準用する。この場合において、第15条第2項中「の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による被害が発生した日から7年」とあるのは、「が発生した日から1年」と読み替えるものとする。</p>	